

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

制 定 令和5年6月26日規則第3号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

**第2条** 審査会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

## (諮問機関の申出)

**第3条** 諮問機関は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第6条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問機関の意見を聴かなければならない。

## (審査請求人等の意見の聴取)

**第4条** 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第6条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

## (委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。